

# 鎌倉日和

vol.36

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルスは、事業に影響を与えたことは確かですが、人々の考え方や生活様式の変化により新たなニーズが生じ、これに訴求する商品やサービスを生み出すチャンスともいえます。そこにはアイデアを始めとする知的財産があるはずであり、特許や商標登録で保護して事業に活用することで、新たな市場を切り拓いていくことができます。「ピンチはチャンス」といいます。本年、私たちは、お客様の事業において逆境を力に変えていくお手伝いをしていきたいと考えています。

所長弁理士 渡部仁

## 将星国際特許事務所 PR 動画を作成中！

### ● 鎌倉の伝統と革新を、知財でサポートする ●

当事務所の仕事は、商標や発明をただ出願することではありません。お客様との関わりの中で、積極的にブランドやアイ



ディアの価値を育み、事業を盛り上げ、鎌倉をより楽しく魅力的な街にしていくこと。それが私たちのミッションだと考えて



ています。

その理念のもと、鎌倉の事業者様や、寺社仏閣を含む鎌倉を構成する皆さまのブランド・権利を適切に保護し、また、

鎌倉の地に還元できるようなサイクルを推進するべく、鎌倉商工会議所の相談員、ニュースレター「鎌倉日和®」の発行など、地域活動を続けています。そしてこの度、当事務所のことを皆さまにより理解していただくために、プロモーション動画を作成することにしました。



特許事務所という業種は事業内容が理解されにくく、需要者の方が事務所ごとの特徴を把握することは困難です。だからこそ、私たちが築



いてきたお客様との関係や、鎌倉への想いを視覚的にお伝えできるものになりたいと考えました。

たくさんの方々にご協力いただき、11月とは思えないポカポカ陽気のもと、穏やかな雰囲気の中2日間にわたる撮影が無事に終わりました。



### ● 撮影を通じて実感する「鎌倉愛」 ●

撮影・編集は、当事務所のホームページでもお手伝いいただいたプロカメラマンの志村正太郎さん (<https://www.shotaroshimura.com>)。数々のCMなどを手掛ける一方で、地元逗子・鎌倉を知り尽くしたカメラマンです。朝陽が山々や街に差し

はじめ、鎌倉が目覚め始める一瞬の美しさや、お客様の笑顔などを逃さず撮影してくださる姿は頼もしい限りでした。当事務所がめざす、いつでも相談できる親しみやすさと、皆様の大切な知的財産に向き合う真剣さをお見せできたらと思っています。



当事務所のお客様はもちろんのこと、今まで直接お付き合いのなかった方々に今回の企画趣旨を説明させていただくと、鎌倉の活性化につながるならと、共感とご快諾をいただきました。ご協力いただきました皆様には心からお礼申し上げます。鎌倉にかかわるすべての人の心に残るような動画にしたいと考えています。ご期待ください。



### ● ご協力いただいた皆様 ●

- ・ 鶴岡八幡宮様
- ・ 建長寺様
- ・ 円覚寺様
- ・ 銭洗弁財天宇賀福神社様
- ・ Romi-Unie Confiture 様
- ・ Latteria BeBè kamakura 様
- ・ Lino Drops Kamakura 様
- ・ 鎌倉小町商店会様
- ・ 力餅家様
- ・ 鎌倉御代川様
- ・ 朝食屋コバカバ様
- ・ 鎌倉市農協連即売所様

(順不同)



## 鎌倉ブランドのお客様

### 有限会社スープ様

#### ● 花咲く再生紙、シードペーパー® ●

シードペーパーとは、紙ゴミとなった古紙を再生し、さまざまなお花の種やハーブの種を漉きこんだリサイクルペーパーです。ひと晩水につけて土に埋めると数日で発芽し、紙の部分は徐々に分解され、数ヶ月で土に還ります。



もともとアメリカの学生起業家が開発し、製造をはじめたシードペーパー。日本代理店である有限会社スープの代表取締役野口世津子さんは、以前はレコード会社を経営していました。やり取りしていたアメリカのミュージシャンから、ある時シードペーパーを使ったクリスマスカードが届き、面白いと思って製造元にコンタクトをとったことがきっかけで、日本での販売を始めることになったそうです。

#### ● 感じられるニーズの高まり ●



今世界が目指しているサステナブルな社会の実現に向け、シードペーパーへのニーズが増えているように感じる、と語る野口さん。アパレル商品のタグや名刺などに使うことで、環境に優しく、より良い未来に向けた企業姿勢を示す手段として、お問合せが増えています。

#### ● ワークライフバランスのとれる鎌倉 ●

野口さんは、子育てに良い環境だという理由から鎌倉に移住したそうですが、鎌倉では当時から女性が仕事と家庭を両立できる環境が整っていた気がするといいます。今でこそ、様々な公的支援やサービスが増えてきましたが、鎌倉ではそのような仕組みができる前から、ご近所やママ友との距離が近く、シードペーパーの梱包を手伝ってくれたり、子供同士を見守ったり自然と助け合える環境だったそうです。「シードペーパーそのものは鎌倉と縁があるわけではありませんが、鎌倉でなけれ

ば、ここまでできなかったと感じています。」

このような経験があったからこそ、地域のなかで事業を育てていくという姿勢が事業の根底に流れています。2020年6月に開設した長野県安曇野工場では輸入したシードペーパーを加工していて、障害や社会生活で困難を抱える方々に働いてもらっています。働く人々の社会参加の一助になり、地域経済の役にも立つのではないかと野口さんは期待しています。将来的には国内の古紙を再生した国産シードペーパーを製紙から手掛けたいという目標があり、日本ならではの和紙や草木染めなどと組み合わせ、地産地消の視点も取り入れていきたいと語ってくれました。



#### ● 一般的用語であるという特許庁からの指摘 ●

特許庁からは、「シードペーパー」という言葉は、単なる商品の説明であり、一般的に使われている用語である、との指摘がありました。しかし、世間で使われている「シードペーパー」の3分の2以上が野口さんの使用もしくは、有限会社スープを介



した商品であることを証明し、「一般的に広く使われている語」では無いとの反論をして、登録を認めもらうことができました。

最近、シードペーパーを作りたい、素材として仕入れて印刷したいという企業から問い合わせがくるようになりましたが、印刷の仕方によっては芽が出なくなってしまうこともあります。「商標を取得できたからには、シードペーパー®としての発芽の担保、品質の保持をしていくことが今後の課題ですね」と野口さん。商標は需要者に対し品質を保証する役割もあります。権利取得も品質保持も大変ですが、その一つ一つが商品のブランディングにつながっているのだと思います。

#### 有限会社スープ

鎌倉市材木座 6-1-2 テラス紅ヶ谷 102  
TEL : 0467-23-3778  
土日祝日休業  
<https://seedpaper.jp/>  
[info@soup-inc.co.jp](mailto:info@soup-inc.co.jp)



商標登録出願では、「材料を表しただけの商標は登録が認められない（原材料表示）」との規定があります。例えば、商品かまぼこについて「エビかまぼこ」のように、一見して「海老のかまぼこ」であることが分かる商標は登録を受けられません。特許庁は、今回のスープ様の商標「シードペーパー」も原材料表示であるとして、この拒絶理由を指摘してきました。

しかし、「かまぼこ」という商品には様々な海産物を原材料にする実情があるのに対し「紙」の材料に種子

を用いるのは一般的な話ではありません。原材料表示という観点では「エビかまぼこ」も「シードペーパー」も同じように思えますが、商品の性質や実情は全く異なります。

今回の例のように、商品の原材料や品質を表す商標について登録が認められるかどうかはかなり微妙なところがありますが、商品の性質や商標使用の実情に基づき反論を行うことで登録が認められることも多いです。登録が難しそうと思える商標であっても、お気軽にご相談いただければと思います。

商標担当弁理士 芦田圭司

SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL : 0467-73-8540 (平日10:00~16:00)

FAX : 0467-73-8541

Email : [info@shousei.jp](mailto:info@shousei.jp)

URL : <https://shousei.jp/>

